

## 6 特定販売

### 1) 定義

特定販売とは、その薬局又は店舗におけるその薬局又は店舗以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。）の販売又は授与である。具体的にはネット販売、電話販売、カタログ販売等が挙げられる。

### 2) 特定販売の許可

特定販売を行うためには、その薬局においてその薬局以外の場所にいる者に対して一般用医薬品（又は薬局製剤）を販売する場合にあっては、その者との間の通信手段等、その他必要事項を記載した書類を提出し、都道府県知事の許可を受けなければならない。

### 3) 特定販売の方法

特定販売を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- 1 当該薬局及び店舗に貯蔵している要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く）、一般用医薬品（薬局においては薬局製剤も可）を販売すること。
- 2 特定販売を行うことについて広告をするときは、インターネットを利用する場合はホームページに、見やすく表示する。
- 3 特定販売を行うことについて広告をするときは、要指導医薬品、第1類医薬品、指定第2類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品（薬局においては薬局製剤も）の区分ごとに表示すること。
- 4 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、都道府県知事及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。

#### 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第15条の6

薬局開設者は、特定販売を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- 一 当該薬局に貯蔵し、又は陳列している要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く）、一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与すること。
- 二 特定販売を行うことについて広告をするときは、インターネットを利用する場合はホームページに、その他の広告方法を用いる場合は当該広告に、別表第一の二及び別表第一の三に掲げる情報を、見やすく表示すること。
- 三 特定販売を行うことについて広告をするときは、要指導医薬品、第一類医薬品、指定第二類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品及び薬局製造販売医薬品の区分ごとに表示すること。
- 四 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、都道府県知事及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。

MEMO .....